

平成 2 9 年度包括外部監査の意見への対応状況

【意見】（平成 31 年 3 月時点）

意見	対応内容	所管局
第 3 市税事務所及び税務センター 3 監査の結果 滞納整理事務についても一層の効率化を図る観点から、市税事務所等へ徴収部門の業務を集約することを検討されたい。 (報告書 19 ページ)	税務センターの徴収業務について、滞納者数・金額ともに大幅に減少しているなどの状況変化を踏まえ、より効果的かつ効率的な執行体制を構築するため、平成 31 年度後半の税務センター集約と執行体制の整備を検討している。	行財政局
第 4 個人住民税 6 個人市民税における監査結果 6.2 所得不明者・無申告者の調査 6.2.1 所得不明者・無申告者の調査対象基準 所得不明者・無申告者の調査対象の基準については、実情に沿った調査対象者の把握に資するために必要とされる見直しを行い、基準の改訂時期を明記するように努めるべきである。 (報告書 40 ページ)	所得不明者・無申告者の調査対象の基準について、社会情勢の変化を踏まえ、見直しを行い、調査対象の基準を明確化した要領を作成した。今後、毎年、基準の見直しを検討し、見直しを行った場合は、要領にその時期を明記することとした。	行財政局
第 4 個人住民税 6 個人住民税における監査結果 6.3 給与所得に関する市府民税の特別徴収 平成 30 年度から開始される特別徴収を行わない給与支給者に対する一斉指定の実施については、各関係機関が連携し、幅広い広報を行うことにより周知徹底を図られたい。 (報告書 43 ページ)	平成 30 年度からの一斉指定の実施に当たっては、関係機関と協力し、広報等周知を行った。	行財政局
第 5 法人市民税 3 法人市民税における監査結果 3.1 法人市民税課税業務について (4)電子申告の普及拡大について 電子申告の普及率向上によってコストの削減効果が期待できることから、HP 等での周知やその他の方法により普及率の向上に努められたい。 (報告書 57 ページ)	京都市情報館内の法人市民税のページに、新たに「法人市民税申告書等の電子申告（eLTAX）による提出について」のページを設け、普及に向けての周知を行った。	行財政局
第 5 法人市民税 3 法人市民税における監査結果 3.3 課税対象法人の把握について (1)未申告法人・無申告法人の把握 3 税協力による収集情報の活用によって独自の臨戸調査を不要とする体制をとっている。このことは限られた人員で効率的に課税事務の執行を行っているといえるが、公平性の観点から場合によっては独自調査を行うなどを検討すること。 (報告書 65 ページ)	法人税の課税情報を活用した課税捕捉に加え、各税目担当が保有する情報を活用し、独自に課税捕捉を行うこととした。	行財政局
第 5 法人市民税 3 法人市民税における監査結果 3.3 課税対象法人の把握について (2)課税対象事務所の取り扱いについて 現状の事務手続きでは、異動届出書の提出漏れがあるか否かが把握できているとはいえず、公平性の観点からは不十分である。提出漏れがないかの検証方法を検討し、実施する必要がある。 (報告書 69 ページ)	異動届出書の提出漏れの調査について、課税捕捉と同様に、各税目担当が保有する情報を活用し、提出漏れがないか検証することとした。	行財政局
第 6 固定資産税及び都市計画税 3 固定資産税及び都市計画税における監査結果 3.1 固定資産税及び都市計画税の課税事務 償却資産の納税義務者及び課税客体の把握は、税收確保の観点から取り組むべき課題と考える。より効率的な事務の執行を図るなどして、積極的な賦課課税に取り組まれたい。 (報告書 91 ページ)	本市では、これまでから、市税事務所と資産税課との情報連携や庁内外情報の利活用等により、未申告者の捕捉等、課税適正化に取り組んできた。 今後も、より効率的・効果的に未申告者を捕捉する手法について検討を進め、積極的な課税適正化に取り組んでいく。	行財政局

第6 固定資産税及び都市計画税 3 固定資産税及び都市計画税における監査結果 3.1 固定資産税及び都市計画税の課税事務 平成 26 年度に市税事務所を開設し賦課業務を集約させるとともに、税務部は企画指導部門に特化させ、税務行政の水準の維持・向上並びに効率性の向上を図っているが、償却資産に係る固定資産税の賦課業務については税務部に残されている。 償却資産の税込増加のためには、税務部は企画指導に特化し、市税事務所において家屋と連携した賦課業務に移行できるよう検討されたい。 (報告書 92 ページ)	税務部資産税課で償却資産に係る固定資産税の賦課業務を行っていることには、課内で連携して制度改正等へ適切かつ効率的に対応できる等、一定の合理性がある。また、市税事務所と資産税課は、既に連携体制を構築している。 こうしたことから、現時点においては、現行の組織体制としているが、引き続き、税務行政の水準の維持・向上並びに効率性の向上を図るため、様々な観点から検討を進めていく。	行財政局
第6 固定資産税及び都市計画税 3 固定資産税及び都市計画税における監査結果 3.1 固定資産税及び都市計画税の課税事務 償却資産の申告のうち、eLTAX によるものは 23.9%にとどまり、eLTAX 以外の 76.1%については、手作業による入力を外部委託している。事務の効率化及び外部委託コストの削減のため、eLTAX による提出を促す施策を実施されたい。 (報告書 92 ページ)	各関係機関へ依頼し、広報紙に eLTAX による申告を促す記事を掲載していただいた。 今後とも、各団体の広報紙の活用等、さらに eLTAX による申告が増加する取組を推進していく。	行財政局
第6 固定資産税及び都市計画税 3 固定資産税及び都市計画税における監査結果 3.2 固定資産税の課税客体 償却資産は申告に基づく賦課課税であるから、公平性の観点から納税義務者を捕捉する必要がある。継続して個々の納税義務者に関する資料を作成して未申告者の捕捉が出来るよう管理する手法を構築されたい。 (報告書 97 ページ)	対応経過等を継続的に管理するため、未申告者の管理台帳を整備した。	行財政局
第6 固定資産税及び都市計画税 3 固定資産税及び都市計画税における監査結果 3.2 固定資産税の課税客体 償却資産の未申告者に対する書面及び実地調査には限界があるものの、現状の抽出方法は効果的とは言えず、設備投資の多い業種別に絞り込むなど、効率的・効果的な捕捉について更なる検討をされたい。 (報告書 98 ページ)	平成 30 年度以降の調査対象者の抽出については、比較的償却資産が多いと想定される事業者から行うこととした。 今後も引き続き、効率的かつ効果的な実施方法を検討していく。	行財政局
第6 固定資産税及び都市計画税 3 固定資産税及び都市計画税における監査結果 3.2 固定資産税の課税客体 償却資産の内容の確認として申告内容に疑義があるものの抽出条件は、以下のとおりとなっている。 ・昨年度新規捕捉したもののうち未申告のもの ・昨年度帳簿調査対象としたもののうち資料未提出のもの ・法人市民税が課税されているもので償却資産申告が過去 5 年間ないもの 抽出した事業者については、書面及び実地調査を行い、事績表を作成して、継続的に取り組む手法を構築されたい。 (報告書 98 ページ)	申告内容に疑義があるものへの調査状況を継続的に管理できる台帳を整備した。	行財政局
第6 固定資産税及び都市計画税 3 固定資産税及び都市計画税における監査結果 3.2 固定資産税の課税客体 申告のない納税義務者に対して実施する過去の申告に基づくみなし課税には、新たに取得した償却資産の課税漏れの恐れがある。実地調査及び工場の増床など、家屋の評価と連携して精査する手法を構築されたい。 (報告書 98 ページ)	意見を踏まえ、市税事務所からの新增築家屋等の情報活用をより徹底したうえで、申告指導を行い、課税漏れの防止に努めていく。	行財政局
第6 固定資産税及び都市計画税 3 固定資産税及び都市計画税における監査結果 3.2 固定資産税の課税客体 申告のない納税義務者に対して実施する過去の申告に基づくみなし課税は効率的・効果的ではあるが、除却された償却資産を把握できないため、過大に課税する恐れがある。納税義務者が正しい申告を行うよう償却資産の異動について確認する手法を構築されたい。 (報告書 98 ページ)	平成 30 年度からは、償却資産が減少した可能性が高い情報等の活用を徹底し、過大な課税の防止に努めていく。	行財政局
第6 固定資産税及び都市計画税 3 固定資産税及び都市計画税における監査結果	償却資産の申告義務の周知については、これまで、本市ホームページや関係機関が発行する広報紙に掲載していただく等	行財政局

3.2 固定資産税の課税客体 償却資産について、未申告者に対しては、事業用の償却資産の所有者は毎年1月31日までに申告することが義務づけられている（地方税法第383条）ことの周知を図る必要がある。 （報告書98ページ）	により、周知に努めているところである。 今後とも、様々な媒体を活用し、申告義務の周知に努めていく。	
第6 固定資産税及び都市計画税 3 固定資産税及び都市計画税における監査結果 3.2 固定資産税の課税客体 サンプルを求めたテナントについて、償却資産の申告がなされていないものはいくつか見受けられた。償却資産の未申告者への対応として、特に内装工事を伴う店舗物件については申告が必要である可能性があるため、申告漏れが生じないよう指導を行われたい。 （報告書98ページ）	テナント照会により捕捉した償却資産を所有していると思われる事業者に対して、文書による申告指導を強化することとした。	行財政局
第6 固定資産税及び都市計画税 3 固定資産税及び都市計画税における監査結果 3.2 固定資産税の課税客体 国税資料などにより、償却資産の保有が明らかであり、かつ、催告をしても申告に応じない事業者に対しては、法令どおり厳正な処分を行われたい。 （報告書99ページ）	意見も踏まえながら適切に対応していく。	行財政局
第6 固定資産税及び都市計画税 3 固定資産税及び都市計画税における監査結果 3.2 固定資産税の課税客体 課税の公正性を維持するため、償却資産に対する未申告者を把握するために事業者に対して現地立ち入り調査を実施することは可能である（地方税法第353条）。質問検査権を行使し、実地調査を適宜実施されたい。 （報告書99ページ）	意見も踏まえながら適切に対応していく。	行財政局
第6 固定資産税及び都市計画税 3 固定資産税及び都市計画税における監査結果 3.2 固定資産税の課税客体 償却資産の申告内容の確認方法として、国税資料と照合して、虚偽の申告をしたことが明らかな事業者に対しては、法令どおり厳正な処分を行われたい。 （報告書99ページ）	意見も踏まえながら適切に対応していく。	行財政局
第6 固定資産税及び都市計画税 3 固定資産税及び都市計画税における監査結果 3.3 固定資産税の非課税・減免等 非課税の対象となっているものについては、対象となくなってしまう場合に所有者が届出をする定めとなっており、届出がされない場合には、そのまま課税漏れとなる可能性がある。非課税の管理の徹底及び所有者への意識づけのために、定期的に現況報告を求める独自の確認方法を構築されたい。 （報告書105ページ）	意見を踏まえ、効率的・効果的に非課税物件の現況が確認できる調査の手法等について検討を行っていく。	行財政局
第6 固定資産税及び都市計画税 3 固定資産税及び都市計画税における監査結果 3.4 縦覧制度と不服申立て 固定資産評価審査委員会の決定により、評価額が修正された場合で、修正の内容が個別事情によるものでない路線価の修正など、明らかに近隣の評価額にも影響する場合は、影響を受ける固定資産について組織として修正される仕組みの構築を検討されたい。 （報告書115ページ）	審査決定の内容が、明らかに近隣の固定資産の価格に影響する場合は、近隣の固定資産の価格の修正が必要なことについて、職制会議等を通じて周知徹底を図り、処理漏れが生じないようにした。	行財政局
第6 固定資産税及び都市計画税 3 固定資産税及び都市計画税における監査結果 3.4 縦覧制度と不服申立て 基準年度に評価替えされる路線価は、地方自治体にとって負担の大きい業務であり、慎重に付されているものではあるが、不服申立てにより修正が生じるケースがあったことから、精度向上に向けて変動の大きいものについては、特に検証されたい。 （報告書115ページ）	路線価付設業務については、精度向上を図るとともに、ノウハウの継承、事務の効率化を図ることを目的として、平成30年度から不動産鑑定等を行う専門業者に委託し支援を受けることとした。	行財政局
第6 固定資産税及び都市計画税 3 固定資産税及び都市計画税における監査結果 3.4 縦覧制度と不服申立て	固定資産税における適正な評価の確保及び納税者の適切な救済は、市税の信頼を確保するうえで欠かせないものであり、慎重な審理を必要とするものであるため、審理に一定の時間を	行財政局

京都市での過去5年間における審査の申出に係る処理期間について、最長のものは約2年2ヶ月を要していた。確かに、地方税法第433条第1項における処理期間の規定については、「その不順守が直ちに決定の効力に影響を及ぼすという性質のものではないというべき」（平成5年9月27日神戸地方裁判所判決）、あるいは、30日後の決定であっても、「裁決の効力に影響を与えず、裁決の取消事由とはならない」（昭和54年10月8日名古屋地方裁判所判決）といった判示がなされている。 しかしながら、これらは決定あるいは裁決の効力について述べたものであり、処理期間が長期に及ぶことを是認したとまでは言えない。案件によっては、書面審理等に一定の時間を要する必要があることはやむを得ないとしても、納税者保護の観点からは、速やかに処理することが望ましいのは言うまでもなく、できる限り処理期間の短縮に努められたい。 （報告書115ページ）	要する可能性があることはやむを得ないが、今後も、できる限り短い処理期間で審査決定が行えるように努めていく。	
第6 固定資産税及び都市計画税 3 固定資産税及び都市計画税における監査結果 3.5 固定資産税における庁内外データの活用実態についての検証 町家のリノベーションは、航空写真や外観からはわかりにくく、課税漏れになる可能性が高いため、効率的・効果的な捕捉について検討されたい。 （報告書122ページ）	税部門以外の部署が保有する情報等を活用し、効率的・効果的な捕捉に努めていく。	行財政局
第6 固定資産税及び都市計画税 3 固定資産税及び都市計画税における監査結果 3.6 空き家に対する情報収集と税制改正 空き家の滅失手続き及び住宅用地の特例解除は、所定の手続きを経て進められている。 特例解除により税負担が増え、滞納が増える可能性があることから、他局との連携を密にして徴収に努められたい。 （報告書126ページ）	空き家の敷地に係る住宅用地特例の見直しに当たっては、事前に納税者へ丁寧な説明を行うとともに、滞納が発生した場合に備えて、固定資産税室と税務センター間での情報共有を図っている。 引き続き、納税者への丁寧な対応に努め、徴収部門との連携も継続していく。	行財政局
第7 事業所税 3 事業所税における監査結果 3.1 貸付申告書について 申告義務者に対して、貸付申告書の提出について幅広い広報を行うことにより、一層の周知徹底を図るべきである。 （報告書138ページ）	これまでの取組を拡大し一層の周知を図るとともに、毎年11月に行っている貸付異動状況調査について、調査対象を広げて実施した。	行財政局
第7 事業所税 3 事業所税における監査結果 3.2 調査票送付について 所管課は、調査票の送付後翌年度においてもデータ集計等を行い、所管課として調査票の管理を行うべきである。 （報告書140ページ）	包括外部監査の中で、平成28年度送付分の追跡調査を行い、既に進捗を管理しているほか、平成29年度送付分の集計結果についても一覧表として作成し、それに基づき定期的に全体を把握して、進捗を管理している。	行財政局
第7 事業所税 3 事業所税における監査結果 3.3 従業者割の実地調査について 所管課は資産割の実地調査時において、同時に従業者割の調査も行うことを検討されたい。 （報告書142ページ）	意見も踏まえながら適切に対応していく。	行財政局
第8 軽自動車税 3 軽自動車税における監査結果 3.2 ナンバープレートの紛失処理について 所管課はナンバープレートの紛失に関する記録をもとに、適正課税に努めるべきである。 （報告書148ページ）	廃車申告の際、課税鑑札紛失等の申出があった者に対して、注意喚起する啓発文の配布を平成30年7月から開始している。 また、複数回にわたって紛失した者に対しては、定置場に赴き、紛失鑑札を装着した車両の有無を確認することとした。	行財政局
第9 市たばこ税 3 市たばこ税における監査結果 3.1 提出された申告書と売渡し本数明細書の確認について 所管課は、申告額について京都府の書類との照合作業だけでなく、その申告額そのものに異常値がないか、資料を作成するなどして申告の正確性の確認を行い、その記録を保管する必要がある。 （報告書161ページ）	京都府の書類との照合のほか、新たに年度間の比較検証を行い、申告の正確性を確認するとともに、その記録を保存することとした。	行財政局
第10 入湯税	平成31年1月に「実地調査事務マニュアル」を作成し、こ	行財政局

3 入湯税における監査結果 3.1 調査方法について 入湯税における税務調査については、質問検査権を行使し、税務資料の一定の画一化など、調査事務の効率化を図る方法を検討すべきである。 (報告書 164 ページ)	れにより、調査手法を一定程度画一化し、調査事務の効率化を図ることとした。	
第 1 0 入湯税 3 入湯税における監査結果 3.2 広報の不足について 入湯税の広報により力を入れて、納税義務者及び特別徴収義務者に混乱が起きないように周知徹底を図るべきである。 (報告書 166 ページ)	毎年 2 月の申告書類送付時や次回の実地調査時などの機会をとらえ、特別徴収義務者である施設管理者に対し、ホームページ等での周知など、協力を要請していく。	行財政局
第 1 0 入湯税 3 入湯税における監査結果 3.3 納入申告書への記載内容の不徹底について 所管課は特別徴収義務者に対して、申告書への記入漏れをなくすように指導を徹底すべきである。 (報告書 166 ページ)	毎年 2 月の申告書類送付時や次回の実地調査時などの機会をとらえて、必要事項の記載を求めることとした。	行財政局
第 1 0 入湯税 3 入湯税における監査結果 3.5 調査記録の不備について 調査記録の記載時にはその顛末まで記載を行い、次年度以降への引継ぎ資料として役立つ資料にするべきである。 (報告書 168 ページ)	平成 31 年 1 月に「実地調査事務マニュアル」を作成し、これにより、調査手法を一定程度画一化し、調査事務の効率化を図ることとした。	行財政局
第 1 1 滞納整理事務 3 滞納整理事務における監査結果 3.3 滞納整理の着手はすみやかにおこなっているか 小額の滞納案件については、課税の公平の観点から、各税目間で課税情報を利用するなどして低コストの滞納整理の推進を行われたい。 (報告書 182 ページ)	各所属でシステム機能を活用し、小額の滞納案件について、給与や、土地・家屋等の財産状況を共有し、金額別、市内・市外別に類型化するなど工夫して取組を進めることとした。	行財政局
第 1 1 滞納整理事務 3 滞納整理事務における監査結果 3.8 各税務センターにわたる案件 徴収部門は各所属の執務場所が離れており頻繁に打合せをすることはできない等の制約があるが、システムの活用などにより複数の税務センターに係る案件に対して連携をより一層密にしていく必要がある。 (報告書 185 ページ)	平成 31 年度後半に徴収業務の集約を検討しており、その中で、より一層効率的な業務運営について検討していく。	行財政局